

令和 5 年第 4 回東串良町農業委員会 会 議 錄

日時：令和 5 年 4 月 24 日（月）午前 10 時 00 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和5年第4回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和5年4月24日				
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）				
開催の日時 及び宣言	開会	令和5年4月24日 午前10時00分			議長 堅山 秋敏
	閉会	令和5年4月24日 午前11時52分			議長 堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号
出席数 名 欠席数 名	○	1	鶴丸 千尋	○	5 谷口 憲三
	○	2	福岡 みどり	○	6 木佐貫 一孝
出席○ 欠席×	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7 大村 教男
	○	4	堅山 秋敏		8
最適化推進 委員	○		稻村 照隆	○	町永 次男
	×		上池 勝彦	○	松留 和江
出席数 名	○		内村 初子	○	松留 立美
	○		村吉 博美	○	杉木 秀幸
会議録署名委員	2番	福岡 みどり	3番	吉ヶ崎 弘一	
出席した事務局職員	局長、 次長	上野 勝志 駿河崎 哲郎	書記	宮之前 博一 若松 雄一・児玉 隆男	

会議に付した事項	日程第1 議案第18号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
	日程第2 議案第19号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について
	日程第3 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
	日程第4 議案第21号 農農業振興整備計画変更に伴う意見について
	日程第5 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について
	日程第6 議案第23号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
	日程第7 議案第24号 令和5年度東串良町農業委員化活動計画について

開会 午前 10 時 00 分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

上池委員から、欠席届が参っております。

出席者 14 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 5 年第 4 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、2 番福岡委員と、3 番吉ヶ崎委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が 1 件 4 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付しておりますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（堅山）

それでは日程第 1 議案第 18 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 4 件、賃借権が 5 件、使用賃借権が 1 件あります。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料 1 ページをお開きください。

所有権の 17 番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は川東の 〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2 ページをお開きください。

次に 1 8 番、譲渡人は肝付町の○○さん、譲受人は肝付町の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

3 ページをご覧ください。

次に 1 9 番、譲渡人は新川西の○○さん、譲受人は肝付町の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

4 ページをお開きください。

次に 2 0 番、譲渡人は新川西の○○さん、譲受人は新川西の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 5 ページをご覧ください。

賃借権の 5 1 番、貸人は鹿児島市の○○さん、借人は岩弘の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 5 2 番、貸人は岩弘の○○さん、借人は岩弘の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が○○さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

6 ページをお開きください・

次に 5 3 番、貸人は新川西の○○さん、借人は新川西の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 1 0 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が○○さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

7 ページをご覧ください・

次に 5 4 番、貸人は大崎町の○○さん、借人は川東の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 1 0 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が○○さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

8 ページをお開きください。

次に 55 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 6 年の利用権設定でございます。

9 ページをご覧ください。

次に使用賃借権の 56 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましても、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（豊山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員（木佐貫）

P5 が貸借権設定で P7 が賃借権設定となっていますが、どちらが正しいですか？

事務局（若松）

すいません。賃借権設定が正しいです。

委員（木佐貫）

それともうひとつ使用賃借権設定とはどういう事ですか？

事務局（若松）

賃借権と同じ種類ですが、賃借料が発生するかしないかです。

使用賃借権につきましては、賃借料が発生しないという事です。

つまり無料ということです。

委員（木佐貫）

貸借権ではないですか？貸借権と使用賃借権の違いはどこにあるんですか？

事務局（若松）

すいません。貸借権が当たり前ですね。使用賃借が使用貸借で当たります。使用貸借権は使用料が発生しないという事です。

委員（木佐貫）

使用貸借権と賃借権の違いはどうですか？

事務局（若松）

ここでの説明で、お金が発生する場合は賃借権で、お金が発生しない場合は使用貸借権です。

委員（木佐貫）

賃借権の項目は無い訳ですね。

事務局（若松）

賃借権はないです。

総会資料の p 5 から p 8 は賃借権設定で、p 9 は使用貸借権です。

資料が間違っていますので、よろしくお願ひいたします。

説明の方では賃借権で説明しておりましたので、議案書が間違います。

使用賃借は間違いで使用貸借が正解です。

今説明申しあげましたが、もう 1 回確認しまして違いがありましたら、次の総会で訂正させて頂きます。

議長（堅山）

他にございませんか？

なければ質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 18 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第 2 議案第 19 号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料 10 ページ、11 ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が3件6筆、面積10,100m²、使用貸借権が5件13筆、12,018m²となっております。総面積は22,118m²で、鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員（木佐貫）

これも間違いですね。

事務局（若松）

p11の上の方が使用賃借となっていますが、使用貸借です。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

他にございませんか。

なければ質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第19号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第3議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転2件であります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（若松）

それでは、資料12ページをお開きください。

所有権の16番、譲渡人は川東の○○さん、譲受人は川東の○○さん
申請地は議案書に記載されるとおり売買による所有権移転でございます。

所有権の17番、譲渡人は鹿屋市の○○さん、譲受人は川東の○○さん

申請地は議案書に記載されるとおり売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第3議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第4議案第21号農業振興整備計画変更に伴う意見について議題といたします。

今回は農用地区域からの除外について意見を求められています。

資料13ページの〇〇さんからの農用地区域からの除外申請については現地調査を行っておりますので、その報告を谷口委員よろしくお願いします。

（谷口委員現地調査報告）

「それでは報告させていただきます。」

令和5年4月20日木曜日に、転用に係る現地調査を私と松留立美委員、事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として申請人の〇〇さん、代理人の〇〇さんが出席されました。

申請地は農用地区域内農地でありますので、農地課へ農用地利用計画変更申出書を提出されております。

転用目的は、申請地に一般住宅を新築するためとなっております。

また、除外が決定されたとして、申請地は農地の広がりから 10 ヘクタール以上であると思われることから第 1 種農地に該当するものと思われ、原則として転用は許可されませんが、今回の転用地の周囲には、3 件以上の住宅があることから転用の不許可の例外である集落接続に該当するものと思われます。よって転用申請は可能と思われます。

費用については融資により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は 1,015 m² のうち 500 m² であり、一般住宅の基準である 500 m² 内であり問題ないものと思われます。また、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われます。

申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます

議長（豊山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員（松留）

基盤法の関係はどうなりましたか？

事務局

後ほど説明します。

議長（豊山）

他に質疑はありませんか？

（「質疑なし」の声あり）

議長（豊山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（豊山）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第4議案第21号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての審議を終えたいと思います。

議長（豊山）

次に、日程第5議案第22号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は賃借権設定が1件と使用賃借権設定が1件ございます。

資料14ページ、○○さんからの転用申請については、地権者が○○委員本人でございます。

東串良町農業委員会會議規則第25条によりまして、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっていますので、○○委員は質疑の間、退席をお願いします。

（○○委員退席）

それでは、この転用申請においては現地調査を行っておりますので、その報告を大村委員にお願いいたします。

（大村委員現地調査報告）

「それでは報告させていただきます。」

令和5年4月20日木曜日に、転用に係る現地調査を私と内村委員、事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として申請人の○○さん、地権者○○さんが出席されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために申請地を一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われます。

費用については自己資金により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は2,891m²であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

委員（吉ヶ崎）

ここは文化財が出たという事で調査をしていると思いますが、調査結果をお願いします。

事務局（駿河崎）

2月に申請をあげ包蔵的な文化財埋蔵地という事でちゃんと調査をしなければいけないという事で届け出をしております。その結果が試掘をして3月に県から「大丈夫だと影響はない」という事でこちらに許可を頂いております。それを持っての今回の申請となっています。

議長（堅山）

他に質疑はありませんか？

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは質疑が終了しましたので、○○委員の入室を認めます。

（○○委員入室）

次に資料15ページ、中川 誠さんからの転用申請につきましては、○○委員の関係者が含まれています。

東串良町農業委員会会議規則第25条により、○○委員は質疑の間、退席をお願いします。

（○○委員退席）

それでは、この転用申請においては現地調査を行っておりますので、その報告を松留立美委員にお願いいたします。

(松留立美委員現地調査報告)

「それでは報告させていただきます。」

令和5年4月20日木曜日に、転用に係る現地調査を私と谷口委員、事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として申請人の○○さん、代理人の○○さんが出席されました。

申請地は農用地区域外農地であり、また周囲の農地の広がりが10ヘクタール以上であると思われることから第1種農地に該当するものと思われ、原則、転用は許可されませんが、転用地は家屋が連担している区域に接続しており転用の不許可の例外である集落接続に該当するものと思われます。よって転用申請は可能と思われます。

転用目的は申請人が、農家住宅の建築及び農業倉庫の増築をするためであり、実現は確実であると思われます。

費用については融資により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は551m²であり、農家住宅の基準である1,000m²を超えないため問題はないものと思われます。また、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは質疑が終了しましたので、○○委員の入室を認めます。

(○○委員入室)

以上をもって、日程第5議案第22号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第6議案第23号令和5年度最適化活動の目標の設定等について議題といたします。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局（駿河崎）

それでは説明いたします。16から18ページをご覧ください。

農業委員会の状況、農家・農地等の概要、最適化活動の目標等読み上げ

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員

今のところの新規就農者の予定はどのくらいですか？

事務局（駿河崎）

一人は聞いておりますが、また情報が入り次第報告したいと思います。

議長（堅山）

他に質疑はございませんか？

なければ、質疑を終結します。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第6議案第23号令和5年度最適化活動の目標の設定等については、原案どおり承認することに決しました。

議長（豊山）

次に、日程第7議案第24号令和5年度東串良町農業委員会活動計画について議題といたします。それでは事務局からの説明をお願いします。

（宮之前説明）

それでは説明いたします。19ページをご覧ください。・・・

基本方針、活動計画等説明

議長（豊山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（豊山）

質疑を終結します。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第7議案第24号令和5年度東串良町農業委員会活動計画については、原案どおり承認することに決しました。

議長（豊山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

※5月現地調査：19日（金）

定例総会：25日（木）

申請締切：5月1日（月）※5月定例総会分

議長（豊山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和5年第4回定例総会を閉会いたします。